するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。

③~⑥ (略)

3~6 (略)

7 第7表:「施設介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、 目標の達成度、事業者との調整内容、施設サービス計画の変更の必要性 等について記載する。

(別紙3)

介護サービス計画書の様式について

I (略)

Ⅱ 介護サービス計画書の定義

介護保険法上の区分に基づき、以下のとおりに区分することとする。

1 「居宅サービス計画書」

<u>介護保険法第8条第21項</u>に規定する「居宅サービス計画」の作成に 用いる様式

2 「施設サービス計画書」

<u>介護保険法第8条第23項</u>に規定する「施設サービス計画」の作成に 用いる様式

3 (略)

するが、目標として確定しなければ「短期目標」を設定せず、緊急対応が落ち着いた段階で、再度、「長期目標」・「短期目標」の見直しを行い記載する。

なお、抽象的な言葉ではなく誰にもわかりやすい具体的な内容で記載することとし、かつ目標は、実際に解決が可能と見込まれるものでなくてはならない。

③~⑥ (略)

3~6 (略)

7 第7表:「施設介護支援経過」

モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、 援助目標の達成度、事業者との調整内容、施設サービス計画の変更の必要性等について記載する。

(別紙3)

介護サービス計画書の様式について

I (略)

Ⅱ. 介護サービス計画書の定義

介護保険法上の区分に基づき、以下のとおりに区分することとする。

- 1 「居宅サービス計画書」
- <u>介護保険法第7条第18項</u>に規定する「居宅サービス計画」の作成に 用いる様式
- 2 「施設サービス計画書」

<u>介護保険法第7条第20項</u>に規定する「施設サービス計画」の作成に 用いる様式

3 (略)

Ⅲ (略)

- Ⅳ 「居宅サービス計画書」の記載項目について
 - 1 第1表:「居宅サービス計画書(1)」

①~③ (略)

(4)「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」 「理由」

法第80条第2項により、「指定居宅介護支援事業者は、被保険者 証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、 指定居宅介護支援を提供するよう努めなければならない」こととさ れている。

また、法第73条第2項により、「指定居宅サービス事業者は、被保険者証に認定審査会意見(指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項)が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅サービスを提供するよう努めなければならない」こととされている。

このため、介護支援専門員は、利用者について、法第 27 条 (要介 護認定) 第5項第1号、第2号に係る認定審査会意見が付されてい るか否かを被保険者証により確認し、「認定審査会の意見及びサー ビスの種類の指定」が付されている場合には、これを転記し、これ に沿った居宅サービス計画を作成するとともに、サービス担当者間 の共通認識として確認しておく必要がある。

[記載要領] (略)

(15)・(16) (略)

Ⅲ (略)

Ⅳ、「居宅サービス計画書」の記載項目について

1 第1表:「居宅サービス計画書(1)」

(1)~(13) (略)

(4)「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」 「理由]

法第80条第2項により、「指定居宅介護支援事業者は、被保険者 証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、 指定居宅介護支援を提供するよう努めなければならない」こととさ れている。

また、法第73条第2項により、「指定居宅サービス事業者は、被保険者証に認定審査会意見(指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項)が記載されているときは、その意見に配慮して、指定居宅サービスを提供するよう努めなければならない」こととされている。

このため、介護支援専門員は、利用者について、<u>法第27条(要介護認定)第8項第1号、第2号及び法第32条(要支援認定)第4項第1号、第2号</u>に係る認定審査会意見が付されているか否かを被保険者証により確認し、「認定審査会の意見及びサービスの種類の指定」が付されている場合には、これを転記し、これに沿った居宅サービス計画を作成するとともに、サービス担当者間の共通認識として確認しておく必要がある。

[記載要領] (略)

(略)

- 2 第2表: 「居宅サービス計画書(2)」
- ① (略)
- ②「<u>目標</u>(長期目標・短期目標)」

[理由]

「<u>目標</u>」は、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して設定されるべきものである。

通常において、解決すべき課題の達成は、段階的に行われるものと考えられ、綿密な計画的支援の積み重ねが必要となる。「<u>目標</u>」を、「長期目標」と「短期目標」に区分するのはこのためである。

したがって、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」 として明確化し、計画的支援に結びつけるのがこの「<u>目標</u>」のねら いである。

すなわち、必要な「サービス内容(→④参照)」は、主として「短期目標」に対応して導き出されるものであり、明確な「短期目標」が設定されなければ必要な「援助内容」やその援助方針を明確にできないこととなる。

[記載要領] (略)

③~⑦ (略)

<u>⑧ 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由</u> 「理由」

福祉用具については、利用者の心身の状況に合わない福祉用具が 提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観 点から、適切な福祉用具が選定され利用されるように、福祉用具を 必要とする理由を把握することが重要である。

[記載要領]

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。

- 2 第2表:「居宅サービス計画書(2)」
 - ① (略)
 - ②「<u>援助目標</u>(長期目標・短期目標)」 「理由]

「<u>援助目標</u>」は、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」に対応して設定されるべきものである。

通常において、解決すべき課題の達成は、段階的に行われるものと考えられ、綿密な計画的支援の積み重ねが必要となる。「<u>援助目</u>標」を、「長期目標」と「短期目標」に区分するのはこのためである。

したがって、「長期目標」を達成するための各段階を「短期目標」 として明確化し、計画的支援に結びつけるのがこの「<u>援助目標</u>」の ねらいである。

すなわち、必要な「サービス内容(→④参照)」は、主として「短期目標」に対応して導き出されるものであり、明確な「短期目標」が設定されなければ必要な「援助内容」やその援助方針を明確にできないこととなる。

[記載要領] (略)

(3)~(7)

なお、理由については、別の用紙(別葉)に記載しても差し支え ない。

3~5 (略)

6 第6表:「居宅介護支援経過」

[記載要領]

いわゆるモニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意 向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計 画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努め る。

▼ 「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」について

(略)

[参考条文]

厚生省令第三十八号第〇条第〇号

1・2 (略)

- Ⅵ 「施設サービス計画書」の記載項目について(「居宅サービス計画書」│Ⅵ.「施設サービス計画書」の記載項目について(「居宅サービス計画書」 との相違点)
 - 1 第1表:「施設サービス計画書(1)」
 - ① (略)
 - ②「要介護状態区分」 [居宅サービス計画書との相違点]

3~5 (略)

6 第6表:「居宅介護支援経過」

[記載要領]

いわゆるモニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意 向・満足度等、援助目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービ ス計画の変更の必要性等について記載する。

漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努め

Ⅴ、「サービス利用票(兼居宅サービス計画)」について

(略)

[参考条文]

厚生省令第三十八号第十三条第十号

1・2 (略)

- との相違点)
 - 1 第1表:「施設サービス計画書(1)」
 - ① (略)
 - ②「要介護状態区分」 「居宅サービス計画書との相違点]

経過措置入所者に対応するため「その他」を挿入。 [記載要領] (略)	<u>「要支援」を削除し、</u> 経過措置入所者に対応するため「その他」 を挿入。 [記載要領] (略)
[記載安限] (略)	[記載安限] (時)
2~4 (略)	2~4 (略)
(別紙4) 課題分析表準項目について	(別紙4) 課題分析表準項目について
I · II (略)	I ・ II (略)

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省老健局振興課長

介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について

標記について、今般下記のとおり定めたので御承知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、当該様式は介護予防サービス・支援計画書の適切な作成等を担保するための標準様式例であり、その内容については介護予防ケアマネジメントに当たっての必要最低限の内容として提示するものである。そのため、当該様式に記載する情報を基本としつつ、新たな様式や項目の追加、紙面の構成や紙面の大きさを変更するなど創意工夫を行うことは差し支えない旨、念のため申し添える。

記

介護予防支援業務に係る関連様式例及び記入要領(別紙)

なお、介護予防支援においては、月に1回介護予防サービス事業者から報告を徴することにより、利用実績等を把握することとなるが、その内容について利用者に確認する必要がある場合等の給付管理業務を行う上で作成されるサービス利用票については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企29厚生省老人保健福祉局企画課長通知)において規定している第7表「サービス利用票」及び第8表「サービス利用票別表」を適宜簡略化して使用することは差し支えない。

利用者基本情報(表面)

作成担当者:

《基本情報》

A 年 月 日() 来 所·電話 表の他() 初 回 再来(前 /) A 在宅・入院又は入所中() 男・女 M・T・S 年 月 日生() 歳 Tel () Fax ()
男・女 M・T・S 年 月 日生 ()歳
Tel ()
障害高齢者の日常生活自立度 自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
認知症高齢者の日常生活自立度 自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M
非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5 有効期限: 年 月 日 ~ 年 月 日 (前回の介護度)
₿
自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無 ()階、住宅改修の有無
国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・()
家族構成 ②□=本人、○=女性、□=男性 ●■-死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」
続 柄 横
氏名 続柄 住所·連絡先
良
~
家族関係等の状況
国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・() 家族構成 ②□=本人、○=女性、□ ●■=死亡、☆=キーパー 主介護者に「主」

利用者基本情報 (裏面)

《介護予防に関する事項》

今までの生活				
現在の生活状 況(どんな暮 らしを送って いるか)	1	日の生活・する	ごし方	趣味・楽しみ・特技
	時間	本人	介護者・家族	友人・地域との関係

《現病歴・既往歴と経過》(新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く)

年月日	病名	医療機関・ (主治医・意見作		経過	治療中の場合は内容
			Tel	治療中	
年 月 日				経過観察中	
				その他	
			Tel	治療中	
年 月 日				経過観察中	
				その他	
			Tel	治療中	
年 月 日				経過観察中	
				その他	
			Tel	治療中	
年 月 日				経過観察中	
				その他	

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意します。

<u>平成</u>	年	<u>月</u>		氏名	印
-----------	---	----------	--	----	---

支援計画 介護保険サービス または 地域支援事業 神ービス 種別	ス 事業所	期間
介護保険サービス サービス または サービス	る事業所	期間
介護保険サービス サービス または サービス	ス事業所	期間
介護保険サービス サービス または サービス	ま業所	期間
介護保険サービス サービス または サービス	ス事業所	期間
またはりった人	ス 事業所	期間
	3	
活発病の改善・予防のポイント		
引意い <i>た</i> します。		
	いたします。	

介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)

利用者氏名 計画作成者氏名

年 月 日	内容	年月日	内容

^{※1} 介護予防支援経過は、具体的には、時系列に出来事、訪問の際の観察(生活の活発さの変化を含む)、サービス担当者会議の内容、利用者・家族の考えなどを記入し、 介護予防支援や各種サービスが適切に行われているかを判断し、必要な場合には方針変更を行うためのサービス担当者会議の開催、サービス事業所や家族との調整などを 記入する。

² サービス担当者会議を開催した場合には、会議出席者(所属(職種)氏名)、検討した内容等を記入する。

介護予防支援・サービス評価表

評価日		
-----	--	--

利用者名		殿				<u>計画作成者氏名</u>	
目標	評価期間	目標達成状況	目標	目標達成しない原因 (本人・家族の意見)	目標達成しない原因 (計画作成者の評価)		今後の方針
(W) A 46 45 + A1				业 设 与任士运 () 为 - 立 写			
総合的な方針			}	地域包括支援センター意見	<u>.</u>	ロ プラン継続	□ 介護給付
						ロ プラン変更	口 予防給付
						□ 終了	□ 介護予防特定高齢者施策 □ 介護予防一般高齢者施策

(介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領)

本様式例は、当初の介護予防サービス計画原案を作成する際に記載し、その後、介護予防サービス計画の一部を変更する都度、別葉を使用して記載するものとする。但し、サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

1 「利用者基本情報」

①「作成担当者名」

利用者基本情報の作成担当者の氏名を記載する。

②「相談日」

初回の相談日で、当該利用者基本情報を作成した年月日を記載する。また、相談の方法として、来所や電話等の種別を記入する。また、初回の訪問か、再来の場合は、前回の相談日がわかれば記載する。

③「本人の現況」

利用者本人の現在の居所について記載する。入院または入所中の場合は、その施設名を記載する。

④「本人氏名」

利用者氏名及び性別を記載する。介護保険被保険者証と一致していることを確認し、 利用者の生年月日と年齢を記載する。

⑤「住所」

当該利用者の現在居住している居住地を記載すること。住民票の住所地と異なる場合は、介護保険被保険者証に記載されている住所を記載する。

⑥「電話番号」

当該利用者と連絡のとれる電話番号を記載する。

⑦「日常生活自立度」

利用者の「障害高齢者の日常生活自立度判定基準」、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づくそれぞれのランクについて、要支援認定で用いられた主治医意見書

の3 (1)の「日常生活の自立度等について」を参考に、現在の状態に該当するものに 〇印を付す。

⑧「認定情報」

利用者の要介護認定等の区分について、「非該当」、「要支援1」から「要介護5」のいずれかを〇で囲む。また、認定有効期間と前回の介護度を記載する。

⑨「障害者等認定」

障害等の種別について〇印で囲む。障害等級等、特記することがあれば空欄に記載する。

⑩「本人の住居環境」

該当するものについて〇印で囲む。自室の有無、自室のある場合は自室のある階を記載する。また、住宅改修の有無についても記載する。

⑪「経済状況」

利用者の該当する年金等について〇印で囲むとともに、経済等の状況を記入する。

①「来所者(相談者)」

来所者または相談者について、氏名を記載する。

③「住所連絡先」

来所者または相談者の住所、連絡先及び本人との続柄を記載する。

(4)「緊急連絡先」

緊急時に確実に連絡がとれる電話番号を記載する。連絡先は複数確認することが望ましい。当該利用者の急変等、緊急に連絡をとる必要がある場合に利用者自宅以外の連絡先を記載する。また、家族が働いている場合は、携帯電話や自宅の他に家族の職場等確実に連絡がとれる電話番号を記載する。

15「家族構成」

当該利用者の家族について記載する。介護力を考慮するために、家族の年齢や居住地域も可能な範囲で記載する。現在利用者と同居している家族は〇で囲む。当該利用者に関係する家族関係等の状況を欄内の凡例を用い、利用者を中心として家族関係がわかるように図解して記載する。なお、家族関係で特記すべき事項があれば記載する。

(16)「今までの生活」

当該利用者の現在までの生活について、主要な出来事を時間の経過順に記載する。 職業や転居、家族史、家族との関係、居住環境などについて記載する。

①「現在の生活状況 (どのような暮らしを送っているか)」

「一日の生活・すごし方」は、起床から就寝までの1日の流れや食事・入浴・買い物仕事や日課にしていることなど、1日の過ごし方を記載する。上段には、生活全般に関する様子を記入し、食事や入浴、家事など毎日の決まった生活行為については、下段にタイムスケジュールを記入する。

のちにアセスメント領域の「日常生活 (家庭生活)について」で、この領域をアセス メントすることを念頭に必要な情報を記載する。

「趣味や楽しみ、特技」は、以前取り組んでいた趣味や楽しみ、特技も聞き取り記載 する。

「友人や地域との関係」は、友人や地域との交流頻度や方法、内容を記載する。

(18)「現病歴・既往歴と経過」

主治医意見書からの情報や利用者・家族からの聴取をもとに、利用者の主な既往症と治療・服薬の状況について時間の経過順に記載する。記入した病気のために服薬等の治療を受けている場合は、「治療中」に〇印を付し、治療は受けていないが受診だけはしているという場合は、経過観察中に〇印を付す。その他の状況の場合には「その他」〇を付す。また、主治医意見書を記載した医療機関または医師については★印を付す。

(19)「現在利用しているサービス」

当該利用者が現在利用している支援について、サービスの種別と利用頻度について記載する。ここでいうサービス・事業は、行政の行う一般施策のような公的なサービスと、ボランティアや友人などによって行われている非公的なサービスを分けて記載する。

②①「個人情報の第三者提供に関する同意」

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定、要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係する者に提示することに同意を得る。

- 2 「介護予防サービス・支援計画書」
- ① 「NO.」

利用者の整理番号を記載する。

②「利用者名」

当該介護予防サービス計画の利用者名を記載する。

③「認定年月日」

当該利用者の要支援認定の結果を受けた日を記載する。

④「認定の有効期間」

当該利用者の認定の有効期間を日付で記載する。

⑤「初回·紹介·継続」

当該利用者が、当該指定介護予防支援事業者又は当該委託を受けた居宅介護支援事業者において初めて介護予防事業及び予防給付を受ける場合は「初回」に、介護予防事業を受けていたが、予防給付を受けるように紹介された場合、又は、予防給付を受けていたが、介護予防事業を受けるよう紹介された場合は「紹介」に、介護予防事業を受けており、今後も介護予防事業を受ける予定、あるいは予防給付を現在受けており、今後も予防給付を受ける予定の場合は「継続」に〇を付す。

⑥ 「認定済・申請中」

「新規申請中」(前回「非該当」となり、再度申請している場合を含む。)、「区分変更申請中」、「更新申請中であって前回の認定有効期間を超えている場合」は、「申請中」 に〇を付す。それ以外の場合は「認定済」に〇を付す。

⑦「要支援1·要支援2 地域支援事業」

被保険者証に記載された「要介護状態区分」あるいは事業名に〇を付す。

⑧「計画作成者」

当該介護予防サービス計画作成者(地域包括支援センター担当者名)の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務を委託する場合には、担当介護支援専門員名もあわせて記載する。

⑨「委託の場合:計画作成事業者・事業所名及び所在地(連絡先)」

介護予防支援業務を委託する場合は、当該介護予防サービス計画作成者の所属する介護予防支援事業者・事業所名及び所在地(住所と電話番号)を記載する。

⑩「担当地域包括支援センター」

介護予防支援業務を委託する場合に、当該利用者が利用する地域包括支援センター名を記載する。

①「計画作成(変更)日(初回作成日)」

当該介護予防支援事業者又は当該委託を受けた居宅介護支援事業者において当該利用者に関する介護予防サービス計画を作成した日を記載する。また、「初回作成日」には、2回目以降の計画作成の場合、初回作成日を記載する。

①「目標とする生活」

利用者が今後どのような生活を送りたいか、利用者自身の意思・意欲を尊重し、望む日常生活のイメージを具体的にすることで、利用者が介護予防へ主体的に取り組む動機付けとなる。

この欄には、必要に応じて計画作成者が上記のような支援を行いつつ、利用者にとっては介護予防への最初の取り組みである「目標とする生活」のイメージについて記載する。

具体的にどのような生活を送りたいかは、1日単位でも、1年単位でも、よりイメージしやすい「目標とする生活」を記述する。漠然としていて、イメージできない場合は、毎日の生活の中でどのようなことが変化すればよいのか、イメージしやすい日常生活のレベルでともに考える。計画を立て終わった時点では、全体像を把握した上で、再度利用者と修正するのは差し支えない。1日及び1年単位の両方記載しなければならないものでなく、また、両者の目標に関係がなければならないものではない。

「1日」は、大きな目標にたどり着くための段階的な目標である場合や、健康管理能力や機能の向上・生活行為の拡大・環境改善など、様々な目標が設定される場合もあり得る。また、利用者が達成感・自己効力感が得られるような内容が望ましい。

「1年」は、利用者とともに、生きがいや楽しみを話し合い、今後の生活で達成したい目標を設定する。あくまでも、介護予防支援や利用者の取り組みによって達成可能な具体的な目標とする。計画作成者は利用者の現在の状況と今後の改善の可能性の分析を行い、利用者の活動等が拡大した状態を想像してもらいながら、その人らしい自己実現を引き出すようにする。

③「健康状態について」

「主治医意見書」「生活機能評価」「基本情報」等より健康状態について、介護予防サービス計画を立てる上で留意すべき情報について記載する。

(4)「アセスメント領域と現在の状況」

各アセスメント領域ごとに、日常生活の状況を記載する。

各アセスメント領域において 「現在、自分で(自力で)実施しているか否か」「家族などの介助を必要とする場合はどのように介助され実施しているのか」等について、その領域全般について聴取。アセスメントは、基本チェックリストの回答状況、主治医意見書、生活機能評価の結果も加味して行う。

聴取するにあたって利用者と家族の双方に聞き、実際の状況と発言していることの違い、利用者と家族の認識の違いなどにも留意する。

利用者・家族からの情報だけでなく、計画作成者が観察した状況についても記載する。 「運動・移動について」欄は、自ら行きたい場所へ様々な手段を活用して、移動できるかどうか、乗り物を操作する、歩く、走る、昇降する、様々な交通を用いることによる移動を行えているかどうかについて確認する必要がある。

「日常生活(家庭生活)について」欄は、家事(買い物・調理・掃除・洗濯・ゴミ捨て等)や住居・経済の管理、花木やペットの世話などを行っているかについて確認する必要がある。

「社会参加、対人関係・コミュニケーションについて」欄は、状況に見合った適切な方法で、人々と交流しているか。また、家族、近隣の人との人間関係が保たれているかどうか。仕事やボランティア活動、老人クラブや町内会行事への参加状況や、家族内や近隣における役割の有無などの内容や程度はどうかについて確認する必要がある。

「健康管理について」欄は、清潔・整容・口腔ケアや、服薬、定期受診が行えているかどうか。また、飲酒や喫煙のコントロール、食事や運動、休養など健康管理の観点から必要と思われた場合、この領域でアセスメントする。特に、高齢者の体調に影響する、食事・水分・排泄の状況については、回数や量などを具体的に確認する必要がある。

(15)「本人・家族の意欲・意向」

各アセスメント領域において確認をした内容について、利用者・家族の認識とそれについての意向について記載する。例えば、機能低下を自覚しているかどうか、困っているかどうか、それについてどのように考えているのか等。具体的には、「〇〇できるようになりたい」「手伝ってもらえば〇〇したい。」と記載し、その理由についても確認する。ただし、利用者と家族の意向が異なった場合は、それぞれ記載する。否定的ないし消極的な意向であった場合は、その意向に対し、ただちに介護予防サービス計画を立てるのではなく、その意向がなぜ消極的なのか、否定的なのかという理由を明らかにすることが介護予防支援では大切である。これは、具体策を検討する際に参考情報となる。

⑥「領域における課題(背景・原因)」

各アセスメント領域において生活上の問題となっていること及びその背景・原因を「アセスメント領域と現在の状況」「本人・家族の意欲・意向」に記載した内容や、実際の面談中の様子、利用者基本情報、主治医意見書、生活機能評価の結果等の情報をもとに健康状態、心理・価値観・習慣、物的環境・人的環境、経済状態等の観点から整理し、分析する。その際、基本チェックリストのチェック結果についても考慮する。ここには、現在課題となっていることあるいはその状態でいると将来どのようなことがおこるかなど課題を予測して記載する。結果として、その領域に課題があると考えた場合に

「□ 有」に■印を付す。

①「総合的課題」

前項目で分析した各「領域における課題」から、利用者の生活全体の課題を探すため、 直接的な背景・原因だけでなく、間接的な背景・原因を探り、各領域における課題共通 の背景等を見つけ出す。そして、利用者にとって優先度の高い順で課題を列挙する。ま た、課題とした根拠を記載する。例えば、複数の領域それぞれに課題があったとしても、 その課題の原因や背景などが同一の場合、統合して記述したほうが、より利用者の全体 像をとらえた課題となる。ここには、支援を必要とすることを明確にするために課題だ けを記載し、意向や目標、具体策などは記載しない。

ここであげる総合的課題に対して、これ以降の介護予防支援プロセスを展開するため、 優先度の高い順に1から番号を付す。

(18)「課題に対する目標と具体策の提案」

「総合的課題」に対して、目標と具体策を記載する。この目標は、利用者や家族に対して専門的観点から示す提案である。したがって、本人や家族の意向は入っておらず、アセスメントの結果が現れる部分である。適切にアセスメントがされたかどうかは、この項目と意向を踏まえた目標と具体策を比較すると判断できるため、地域包括支援センターでの確認は、この項目をひとつの評価指標とすることができる。このため、目標は 漠然としたものではなく、評価可能で具体的なものとする。

具体策についても、生活機能の低下の原因となっていることの解決につながる対策だけでなく、生活機能の低下を補うための他の機能の強化や向上につながる対策等、様々な角度から具体策を考える。

具体的な支援やサービスは、特定高齢者施策や介護保険サービスだけではなく、生活機能の低下を予防するための利用者自身のセルフケアや家族の支援、地域のインフォーマルサービスなどの活用についても記載する。

今後、次の項目である「具体策についての意向 本人・家族」欄で同意が得られた場合は、ここで提案した目標と具体策が介護予防サービス計画の目標と支援内容につながっていく。

計画作成者はアセスメントに基づき、専門的観点から利用者にとって最も適切と考えられる目標とその達成のための具体的な方策について提案することが重要である。

⑨「具体策についての意向 本人・家族」

計画作成者が提案した「課題に対する目標と具体策」について、利用者や家族の意向を確認して記載する。ここで、専門家の提案と利用者の意向の相違点が確認できる。ここでの情報は、最終的な目標設定を合意する上での足がかりとなる。

合意が得られた場合は、「OOが必要だと思う」「OOを行いたい」等と記載する。合意が得られなかった場合には、その理由や根拠等について、利用者や家族の考えを記載する。

20 「目標」

前項目の利用者や家族の意向を踏まえ、計画作成者と利用者・家族の三者が合意した 目標を記載する。当初から「課題に対する目標と具体策」について合意を得られていた 場合には、「同左」あるいは「提案どおり」などを記載してもよい。

②」「目標についての支援のポイント」

前項目の目標に対して、計画作成者が具体的な支援を考える上での留意点を記入する。 ここには、目標達成するための支援のポイントとして、支援実施における安全管理上 のポイントやインフォーマルサービスの役割分担など、様々な次元の項目が書かれるこ とがある。

② 「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」「介護保険サービスまたは地域支援事業」

「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」欄には、本人が自ら取り組むことや、家族が支援すること、地域のボランティアや近隣住民の協力などもインフォーマルサービスとして記載する。誰が、何をするのか具体的に記載する。

「介護保険サービスまたは地域支援事業」欄には、予防給付、地域支援事業のサービスの内容を記載し、どちらのサービス・事業を利用するかわかるように〇印で囲むものとする。

具体的なサービス内容について、利用者・家族と合意し、目標を達成するために最適と思われる内容については本来の支援として、そのまま記載する。

しかし、サービス内容について利用者・家族と合意できない場合や地域に適当なサービスがない場合は、利用者・家族が合意した内容や適切なサービスの代わりに行う地域の代替サービスを当面の支援として括弧書きで、サービス内容を記載する。本来の支援の下に、当面の支援を記載する。

②「【本来行うことが妥当な支援が実施できない場合】妥当な支援の実施に向けた方針」本来の支援が実施できない場合で、利用者や家族の合意がとれない場合は、本来の支援をできるように働きかける具体的な手順や方針を書く等、その内容の実現に向けた方向性を記載する。また、本来必要な社会資源が地域にない場合にも、地域における新たな活動の創設などの必要性を記載する。

②4 「サービス種別」

「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」「介護保険サービスまたは地域支援事業」の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。

②「事業所等」

具体的な「サービス種別」及び当該サービス提供を行う「事業所名」を記載する。また、地域、介護保険以外の公的サービスが担う部分についても明記する。

26「期間」

「期間」は、「支援内容」に掲げた支援をどの程度の「期間」にわたり実施するかを記載する(「〇か月」「〇月〇日~〇月〇日」など記載する)。

なお、「期間」の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

また、「支援内容」に掲げたサービスをどの程度の「頻度(一定期間内での回数、実施曜日等)」で実施するか提案があれば記載する。

②「総合的な方針(生活不活発病の改善・予防のポイント)」

記載された「目標とする生活」や「目標」について、利用者や家族、計画作成者、各サービス担当者が生活不活発病の改善・予防に向けて取り組む共通の方向性や特別に留意すべき点、チーム全体で留意する点などを記載する。

❷「必要な事業プログラム」

基本チェックリストの該当項目数から、プログラム毎のチェックリストの項目数を分母、該当した項目数を分子として枠内に記入する。また、介護予防特定高齢者施策では、その判断基準から参加することが望まれると考えられるプログラムの枠内の数字に〇印を付す。

⑤「地域包括支援センターの意見・確認印」

予防給付の場合で、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターからの委託を受けて行う場合に本欄を使用する。この場合、その介護予防支援の最終的な責任主体である当該地域包括支援センターは、介護予防サービス計画が適切に作成されているかを確認する必要がある。

このようなことから、委託された居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画原案を作成し、介護予防サービス計画書について当該地域包括支援センターの確認を受ける必要があり、その際に、本欄に確認をした当該地域包括支援センターの担当者がその氏名を記載する(当該地域包括支援センターの担当者がサービス担当者会議に参加する場合には、サービス担当者会議の終了時に介護予防サービス計画原案の確認を行っても差し支えない)。

この確認を受けた後に、利用者に最終的な介護予防サービス計画原案の説明を行い、 同意を得ることとなる。

◎「計画に関する同意」

介護予防サービス計画原案の内容を当該利用者・家族に説明を行った上で、利用者本 人の同意が得られた場合、利用者に氏名を記入してもらう。この場合、利用者名を記入 した原本は、事業所において保管する。

3. 「介護予防支援経過記録」

①「利用者氏名」 当該利用者名を記載する。

②「計画作成者名」

当該介護予防サービス計画作成者(地域包括支援センター担当者名)の氏名を 記載する。なお、介護予防支援業務を委託する場合には、委託を受けた指定居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員名もあわせて記載する。

③「年月日」「内容」

訪問、電話、サービス担当者会議等での連絡や相談、決定事項等があった場合その日付と相談や会議内容、決定事項等の内容を記載する。事業所から報告書等が提出された場合は、ここに添付する。ここでは、事実の記載は最重要事項であるが、その事実に基づき介護予防サービス計画の修正が必要と考えられた場合などは、記録を残すことも重要である。

- 4.「介護予防サービス・支援評価表」
- ①「利用者氏名」 当該利用者名を記載する。

②「計画作成者名」

当該介護予防サービス計画作成者(地域包括支援センター担当者名)の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務を委託する場合には、担当介護支援専門員名を記載する。

③「評価日」

当該介護予防サービス・支援評価を行った日を記載する。

④ 「目標」

当該「介護予防サービス・支援計画書」の目標を記載する。

⑤「評価期間」

「介護予防サービス・支援計画書」の「期間」欄から期間を転記する。

⑥「目標達成状況」

評価期間内に目標がどの程度達成できているのか、具体的に記載する。 評価時に、評価期間が終わっていないサービスについてもいったん評価を行い、介護 予防サービス計画を見直す。

⑦「目標 達成/未達成」

目標を達成した場合には〇印、未達成の場合には×印を付す。

(8)「目標達成しない原因(本人・家族の意見)」

何故、目標が達成されなかったのか、目標の設定の妥当性も含め当該利用者・家族の 認識を確認し、原因を記載する。

⑨「目標達成しない原因(計画作成者の評価)」

何故、目標が達成されなかったのか、利用者・家族の意見を含め、計画作成者として の評価を記載する。

⑩「今後の方針」

目標達成状況や目標達成しない原因から、今後の方針について、専門的な観点を踏まえて記載する。

⑪「総合的な方針」

今後の支援の総合的な方針について、専門的な観点から方針を記載する。

①「地域包括支援センター意見」

介護予防サービス計画に対する対象者の状況や事業所等からの報告を受けて、効果が認められた、維持・悪化等の判定をし、その根拠も記載する。特に、介護予防支援業務を委託する場合、計画作成者の今後の方針などが適切でない場合は、詳細について意見交換を行い、地域包括支援センターと委託を受けた指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の方針の統一を図る必要がある

地域包括支援センター意見を参考に今後の方針で該当するものにレ印を付す。

老振発第0331010号 平成18年3月31日

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省老健局振興課長

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の様式について

今般、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条の9(介護予防サービス費の支給の要件)第1号において、指定介護予防サービス(介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を受ける場合であって、指定介護予防支援等を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出る際の届出の標準様式(介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書)について別紙のとおり定めたので、御承知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、当該様式の届出は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第37号)第4条(内容及び手続の説明及び同意) 基づき届け出られるものであることを、念のため、申し添える。

介護予防サービス計画作成依頼 (変更) 届出書

区 分

	المراجعة المراجعة			
	新規・変更 			
被 保 険 者 氏 名	被保険者番号			
フリガナ				
	生 年 月 日 性 別			
	明・大・昭			
	年 月 日 男・女			
介護予防サービス計画の作成を何	依頼(変更)する介護予防支援事業者			
介護予防支援事業所名	介護予防支援事業所の所在地 〒			
	電話番号()			
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地 〒			
	電話番号 ()			
介護予防支援事業所又は居宅介	護支援事業所を変更する場合の事由等			
※変更する場合のみ記入してください。				
	変更年月日 (平成 年 月 日付)			
○○市(町村)長 様				
上記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画の作成を依頼することを届け出 します。				
平成 年 月 日				
住所				
Lite to the site	電話番号 ()			
被保険者 氏名				
	届出の重複			
保険者確認欄│□介護予防支援事業者	事業所番号			

- (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時に、若しくは、介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに〇〇市(町村)へ提出してください。
 - 2 介護予防サービス計画の作成を依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援 を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必 ず〇〇市(町村)に届け出てください。届け出のない場合、サービスに係る費用 を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健振興課長

移送を伴う訪問介護を提供する事業者についての道路運送法 上の取扱いについて

標記については、「「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」 及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について」(平成15年5 月8日老振発第0508001号・老老発第0508001号)により、そ の趣旨、留意点をお知らせしていたところである。

今般、別添(平成18年3月23日付国土交通省自動車交通局旅客課長事務連絡)のとおり、重点指導期間が少なくとも平成18年9月末日まで延長されたことに伴い、道路運送法の許可を受けずに乗車又は降車の介助を行っている指定事業者についての介護保険の適用については、引き続き、従前どおり取り扱うことが可能となったので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、各地方公共団体の実情を踏まえ適切な運用を図られたい。

また、都道府県においては、市町村における運営協議会の設置について、 引き続き、地方運輸局及び運輸支局等との連絡を密にし、都道府県の積極的 な関与により関係市町村への周知、設置の促進に留意されたい。 各都道府県交通担当部長 殿 障害保健福祉・ 高齢者保健福祉担当部長 殿 介護保険担当部長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長

NPO等のボランティアによる福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る 重点指導期間の取扱いについて

日頃より、NPO等が行う福祉有償運送に係る運営協議会の設置、運営等をはじめとする、福祉輸送の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

NPO等のボランティアによる福祉有償運送及び過疎地有償運送については、これまで 道路運送法第80条第1項に基づく許可制として取り扱って来たところでありますが、今 般、利用者にとって、より一層安全で安心して利用できる仕組みとするため、これまでの 道路運送法第80条第1項に基づく許可制から新たに登録制を導入する等を内容とする道 路運送法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)を、今通常国会に提出し たところであります。

現行制度においては、道路運送法に基づく許可を取得するに際しては、本年3月末までを重点指導期間として、著しく高額な対価を収受しているもの、または、訪問介護の実態に乏しいなど、実質的にタクシー事業と同視される事業形態で行っている場合を除き、直ちに介護保険法や道路運送法による行政処分、刑事告発を行うのでなく、業務適正化、許可等の取得等に係る指導、啓発を行うこととして取り扱ってきたところであります。

しかしながら、改正法案を円滑に施行するためには、各都道府県やNPO等の関係事業者等に対し新制度の周知を図るとともに登録に向けた指導を行う等、施行に向けた移行期間が必要となるため、重点指導期間について、本改正法案の施行予定時期である平成18年10月1日に合わせ、平成18年9月末日まで延長することとし、それまでの間に、より一層、業務の適正化、許可等の取得に係る指導、啓発を行っていくことといたしました。

つきましては、本趣旨についてご理解の上、引き続き、福祉有償運送制度の円滑な実施 に向けご協力を賜りますとともに、関係市町村に対する本趣旨の周知方につきましても、 ご協力下さいますようお願い致します。

今般の改正法案では、現行法の規定により許可を受けた団体にあっては、改正法案に基づく登録を受けた団体とみなす旨の経過措置を設けていることから、引き続き許可取得の促進についてご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本趣旨については、厚生労働省にも通知済みであることを申し添えます。